

赤澤経済再生担当大臣の会見概要（関連部分のみ）

日時：令和6年10月25日（金）10:26～10:50

（大臣）英国のですね、CPTPPの加入についてまず私から御報告をしたいと思っています。

CPTPPについてであります。新たに加入する英国については、これまで、英国に加えてですね、7か国、日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシア※が、英国の加入議定書に関する国内手続を完了し、CPTPPの寄託者であるニュージーランドに対してその旨の通報をしております。

これによりまして、加入議定書の発効要件に従い、本年12月15日に加入議定書が発効することとなります。

CPTPPは、自由貿易、開かれた競争的市場、ルールに基づく貿易システム及び経済統合を更に促進していく上で、大きな意義を有しています。

英国の加入は、こうしたCPTPPの意義がアジア太平洋地域を超えて、さらに拡大していく、非常に意義深いものと考えております。

まだ国内手続を終えていない国に対して、引き続き、早期の国内手続の完了を呼びかけてまいります。

というのもご案内のことと思いますけど、国内手続を終えていない国との間では、英国との間にCPTPPは発効しませんので、そういう意味では、残っている国にしっかり国内手続を完了していただくということを我々呼び掛けていくという立場でございます。

※ 後日、ニュージーランド政府から、本年10月16日にブルネイ政府からなされた簡易な電子的通報の日を通報日とするべき旨について照会があり、締約国による確認を経たことから、本年12月15日に英国の加入議定書が発効する国は、英国に加えて8か国（日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシア、ブルネイ）となる。

（以上）